

世界が進むチカラになる。



第2回 二国間クレジット制度(JCM)の更なる促進
に向けたセミナー

各国の最新動向

2026年1月14日

地球環境部

上席主任研究員 山口 和子

JCMパートナー国を取り巻く背景情報

- 京都議定書からパリ協定に移行し、途上国も排出削減目標を持つ時代に
- クレジット制度により創出されたクレジットは、先進国に移転することで、自国の排出とみなされるため、以下の大きな動きが進みつつある

1

- 自国で投資可能な分野・PJタイプは、自国で目標達成する手段として温存
- 他国の支援を得て実施する分野・PJタイプは、自国で保有していない最新技術、投資規模等を条件とする国が多く存在

2

- NDC達成のために、国内排出量取引制度、クレジット制度、炭素税等を導入
- 創出されたクレジットの他国への移転に関する手続を整備



以下では、主要パートナー国の最新状況を解説

パリ協定6条関連情報

- NDCにおいて、パリ協定 6 条における国際的な協力を歓迎
- 2025年10月、従来のカーボンプライシングに関する大統領令を置き換える新たな大統領令を発令（移行規定あり）
- 他国NDC等達成のための炭素ユニット使用の承認は、関連する大臣の勧告を踏まえ、環境大臣が付与

JCM関連情報

- 2024年10月、JCM及びインドネシアの温室効果ガス排出削減認証制度に関する日本国環境省とインドネシア環境林業省との間の相互承認取決め（MRA）に双方の大臣が署名
- 2024年12月、JCM初のCCUSに関するガイドラインを採択

パリ協定6条関連情報

- 国際炭素クレジットガイドラインを承認、以下のPJタイプを規定(抜粋)
 - GHGの回収、貯留、又は利用
 - 再生可能エネルギー、または化石燃料の代替
 - 建物、工場、又は家庭におけるエネルギー効率の改善
 - 発電又は熱生成の効率の改善
 - 運輸部門におけるGHG削減
 - 先進技術を用いる排水、又は廃棄物管理
 - 森林地域からの排出削減

JCM関連情報

- 2024年以降、新規プロジェクトはPremium T-VERの下で実施
- 2025年11月、JCM初のJCMクレジットの初回国際移転を実施

パリ協定6条関連情報

■ 政令119/2025/ND-CPにおいて、活動リストを規定(抜粋・要約)

- 工業サブセクターにおけるエネルギー効率の改善
- 鉄道電化、モーダルシフト、旅客・貨物輸送へのEV導入
- 陸上・洋上風力、バイオマス、廃棄物発電の開発
- LNG複合ガスタービン、超超臨界圧火力発電の開発
- 乳牛・水牛の飼料改善、間断灌漑・稲作システム改善
- 廃棄物発電による埋立地からのメタン削減、準好気性埋立
- 鉄鋼業界への最適技術の適用
- 環境配慮型冷媒の使用

JCM関連情報

■ 2024年10月、2020年までのビンテージのクレジット発行決定

パリ協定6条関連情報

- NDCにおいて、緩和コミットメントの実施は、二国間、地域間、多国間協力を通じて行う
- パリ協定第6条に基づく市場メカニズム及び非市場メカニズムの便益については、各国の状況及び持続可能な開発への要望と整合しつつ、引き続き検討

JCM関連情報

- 2025年2月、JCM初の農業PJ用（間断灌漑による水田管理）方法論を承認
- 2025年11月、REDD+と新規植林/再植林に関するルール・ガイドラインを採択

パリ協定6条関連情報

■ パリ協定第6条2項及び第6条4項の対象となる活動のリストを規定(抜粋・要約)

- 畜電・蓄熱を伴う再生可能エネルギー、太陽熱発電、洋上風力
- グリーン水素、圧縮バイオガス、燃料電池、SAF
- 削減困難な部門におけるプロセス改善のための利用可能な最善技術
- 潮力エネルギー、海洋熱エネルギー、海洋塩分濃度差エネルギー、海洋波エネルギー、海流エネルギー
- グリーンアンモニア、炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）

JCM関連情報

- 2025年8月、二国間文書署名
- 2025年9月、第1回合同委員会を開催

マレーシア：パリ協定6条関連情報

- NDC 3.0（2025）において、国内対策とパリ協定6条下の自主的協力への参加を通じて、目標を達成する計画としている
- 国家気候変動政策2.0（2024）において、パリ協定第6条に沿った炭素市場に関する国家政策を策定中としている
- パリ協定6条4項メカニズムにおいては、エネルギー貯蔵システムと連携したプロジェクト、グリーン水素エネルギー、CCSを伴う鉄生産、スマート農業、廃棄物からのバイオガス・バイオ炭生産等の活動タイプが、承認対象として検討可能としている。「国家規則」と呼ばれる認可・承認基準を公表予定。

ブラジル：パリ協定6条関連情報

- NDC（2024）において、ブラジル領土内で得られた緩和成果の国際移転は、政府による承認の対象となり、適用される規制等の適切な条件に従うものとされている。
- パリ協定6条4項メカニズムにおいては、認可するPJタイプとしては、再生可能エネルギー発電、エネルギー効率、持続可能な農林業、廃棄物及び畜産セクターにおけるメタン削減、低炭素輸送、国のバイオームの修復・保全・持続可能な管理等が含まれるが、これらに限定されるものではないとしている。